

環境情報ガイドブック

A Guide to Environmental Information Sources, First Edition

第1版

1994

ENVIRONMENTAL INFORMATION CENTER, NATIONAL INSTITUTE FOR ENVIRONMENTAL STUDIES

環境庁 国立環境研究所
環境情報センター

:0: はじめに

環境問題の取り組みに当たっての体系的な関連情報の整備の重要性については、かつて公害が激化した昭和30年代以降、環境の状況や被害の実態を把握するために種々の調査が行われ、それらのデータの集積が環境基準や排出基準の設定に結実し、公害の改善に大きく貢献することとなったことを見ても、論を待たないところです。

また、近年において地球規模での環境問題、化学物資による低濃度汚染問題等が注目されるようになり、環境情報を体系的に整理し、随時利用できるシステムを構築する必要はますます高まっています。

このような背景の下に、【国立環境研究所環境情報センター】は、環境保全に関する調査研究と並んで【国立環境研究所】の一方の基本任務である、環境の保全に関する国内及び国外の資料の収集・整備・提供を行うための組織として、平成2年7月1日に設置されました。

さらに、今日の環境問題は、すべての人々が原因・結果・対応のすべてにおいて係わりを持つに至ったという認識から、1992年の【地球サミット】では、全ての人々が環境情報への適切なアクセスを有するべきであることが示され、我が国で昨年成立した【環境基本法】においても、国の責務として環境情報の適切な提供を位置づけており、今後とりわけ情報の提供が重要な課題となってきました。

環境情報センターでは、このようなニーズに対応するため、環境情報の所在を明らかにし、そのアクセス性を向上するための環境情報源情報調査を開始しました。

1993年に実施した調査の結果は電子メディア【環境情報ガイドディスク】として広く提供されますが、本ガイドブックはその電子メディアの情報を書籍の形式に変換したものです。

環境の保全を願う多くの方々にご利用いただければ幸いです。

ここに収められた情報源情報は、いまだ数少ないものではありませんが、このようなガイド情報の有用性を多くの人に認識頂いて、さらに幅広いご協力を求め、情報を質・量ともに充実させていきたいと考えております。

なお、調査に当たっては、多くの政府機関、民間機関のご協力を頂きました。ここに、改めてお礼申し上げます。

1994年2月

国立環境研究所環境情報センター
センター長 山中 芳夫

注)

- 本環境情報ガイドブックは、電子メディアの情報を書籍としたものであり、一部電子メディアのみに適用される記述が含まれる。
- 本文中の【】は、電子メディアにおいて関連情報を参照する際に使われる語句を区別するマークであり、本ガイドブックでは索引語となっている。
- 【】の後ろに数値列がある場合は、()でその語句に関連する情報の数を示し、引き続き数値列が、関連の情報の番号を示す(ページ番号ではない)。
- 情報を番号から引くには、各情報を区切る帯のページ両端にある番号をみる。番号に+記号がある場合は、前ページから続いている情報であることを示す。

環境情報ガイドブック 目次

環境情報ガイドは、電子メディアによる配布を前提に作成・編集されています。

本ガイドブックは、環境情報ガイドを冊子体として印刷したもので、一部、電子メディアでしか実現できない機能等の記述があります。

情報（目次や解説も含め）の1件1件には、番号（情報票番号）がつけられており、目次や索引等においてはページ番号でなく、この番号で参照するようになっています。

情報票番号は、各ページの情報1件毎に、ページの左右端につけられています。同じ章の中では、情報票番号は昇順に並んでいます。

各ページの下部には、章の表題と章内でのページ番号がつけてあります。（各章の扉は、色紙を使ってあります）

環境情報ガイドについて

環境情報源情報 一覧

環境情報源情報 保有機関別一覧

環境情報扱い機関 一覧

情報内容の索引

機関・団体等の索引

50音順総索引

環境情報源情報

環境情報扱い機関情報

環境情報ガイドについて

環境情報ガイドの作成方法、利用方法等を記述しています。

	票番号
環境情報ガイド（E I - G u i d e）について	2
環境情報ガイドの使い方	3
環境情報ガイドを使った環境情報の探し方	4
環境情報源情報について	5
環境情報源情報の収録項目	6
環境情報扱い機関情報について	7
環境情報扱い機関情報の収録項目	8
リンク語について	9
1993年調査版環境情報ガイドの作成方法	10
E I - G u i d e への要望・訂正等について	11
環境情報ガイドディスクについて	13
平成6年度以降の取り組みについて	14
環境基本法第27条及び関連部分	15
地球サミット リオ宣言について	16
アジェンダ21行動計画について	17
関係省庁代表電話番号	18
 (参考)	
INFOTERRA国内情報源データベースについて	19
INFOTERRA国内情報源データベースの利用方法	20
UNEP/INFOTERRAについて	21
INFOTERRAの各項目の内容	22
INFOTERRAのキーワードについて	23
INFOTERRA機関の種類、提供条件のキーワード	24

:1. 解説: 《環境情報ガイド (E1-Guide) について》

環境情報ガイド (E1-Guide) は、環境に関連する情報へのアクセスを容易にし、環境情報の活用に資することなどを目的として、どのような環境情報がどこにどのような形態で集積されているかに関する情報を、その情報の保有機関の協力を得て調査し、ハイパーテキストとして整備したものです。

(本ガイドブックは、ハイパーテキストの情報を本の形に出力したものです。【】で囲まれた語句は、パーソナルコンピュータ上のハイパーテキストにおいて、関連する情報を即座に参照するための「ボタン」になります。(本書では「リンク語」と呼んでいます))

- 参照: 【環境情報ガイドの使い方】
- 参照: 【環境情報ガイド総目次】
- 参照: 【環境情報ガイドディスク】について
- 参照: 【環境情報ガイドを使った環境情報の探し方】

環境情報といっても範囲が広いため、第1版(1993年調査版)では、環境白書に挙げられるような国レベルを対象とした統計、調査等の環境情報、及び、国レベルで活動している公益法人や政府機関、民間団体が保有している主な環境情報を対象としています。

参照: 【1993年調査版環境情報ガイドの作成方法】

今後は、行政の計画や指針、審議会等の答申、国際会議等に係る情報、さらに、地方公共団体、草の根NGO等で保有している統計や調査等についても調査し、その範囲を拡大する予定です。

参照: 【平成6年度以降の取り組みについて】

:1. 解説: 《環境情報ガイドの使い方》

ガイドには大きく3つの情報源情報が入っています

- 【環境情報源情報】 ... それぞれの環境情報について、概要、収録項目、作成機関、アクセス方法等がまとめてあります
- 【環境情報扱い機関情報】 ... 上の環境情報、または、他の環境情報を保有する機関や団体について、その概要、定期刊行物、連絡先等がまとめてあります。
- 【INFOTERRA国内情報源データベース】 ... UNEP/【INFOTERRA】に登録された国内の環境関連機関についての登録データがまとめてあります。

参照: 【UNEP/INFOTERRAについて】

- 環境情報ガイドブックには、国立環境研究所資料 INFOTERRA国内情報源台帳との重複を防ぐため、INFOTERRA の登録データは収録していません（電子メディア版に収録しています）。
- 情報の本文には、索引語にあたる【リンク語】（【】で囲まれた言葉）が付けられており、電子メディア版では【ブラウザのリンク機能】により、関連の環境情報や関連の機関に関する情報を参照することができます。

また、以下の索引から、知りたい情報を探することができます。

- 【機関・団体等の索引】 機関・団体の種別、名称などから情報源を探することができます。
- 【情報内容の索引】 情報が対象とする分野から情報を探することができます。（「国連環境統計」のフレームワークを参考にしました）
- 【総索引（50音順）】 他のリンク語の50音順一覧から情報を探することができます。
- 【UNEP/INFOTERRAのキーワード】 UNEPのINFOTERRA に用いられるキーワードから、INFOTERRA 登録機関を探することができます。

参照: 【環境情報ガイド（E1-Guide）について】

:1. 解説: 《環境情報ガイドを使った環境情報の探し方》

- 環境情報については、一覧（概ね分野順）及び保有機関別一覧があり、票番号から本文を参照します。
- 環境情報扱い機関については、機関・団体名の一覧があり、票番号から本文を参照できます。
- 以下、「リンクする」という言葉は、「票番号から本文を参照する」と読み換えて下さい。
- 環境情報には、対象分野、対象領域、内容を示す キーワード がつけてあります。
- 探したい情報の分野が分かっている場合は、【情報内容の索引】に移動し、適当な分野・対象を示すリンク語でリンクすれば関連の情報を探すことができます。

参照：【総索引（50音順）】

- 地球サミット、環境教育など予め探したいトピックが決まっている場合は、リンク語の【総索引（50音順）】で、その語句を探して、リンクすれば、関連の情報を探せます。
- 探している情報を持っていそうな団体や機関が分かっている場合は、【機関・団体等の索引】に移動し、機関・団体を選んでリンクすれば関連の情報を探すことができます。
- たどり着いた情報に含まれる、キーワードや団体名、調査名などのリンク語で参照すれば、さらに関連の情報が探せます。
- 情報によっては語句の表記が異なったり、略号を使っている場合もあるので、本文中のリンク語から、そのリンク語が載っている索引に移動して、関連するリンク語や同義語でリンクすれば、さらに情報が探せるかも知れません。
- もちろん、情報を1件ずつ内容を見ても、表題の一覧から探すのもよいでしょう。

参照：【環境情報源情報】

参照：【環境情報扱い機関情報】

- 情報が見つかったら、原資料名、関連図書、定期刊行物、主要成果物などの項目を調べ、一般に入手可能な場合は、まず、図書館等で探して見て下さい。
- 特に政府組織の情報提供の専門部署でない場合には、多くの問い合わせには、対応できない場合が多いので、図書館や公益法人の情報提供組織等での調べものを優先して行って下さい。

5

1. 解説: 《環境情報源情報》 について

- 全国的なレベルの環境の状況、対策、環境への負荷等を対象とする環境情報について、名称、保有機関・部署、情報の概要（背景、整備経緯、内容）、収録項目、入手方法等の基本的事項がまとめてあります。
- 情報が統計的なものである場合には、対象地域、最小集計地域、最短収録周期の情報があります。
- 参考資料や一般に入手可能な市販書籍等がある場合は、その名称も記入してあります。（直接問い合わせる前に、これらの資料に当たってみてください）
- 保有機関・部署は【リンク語】にしてありますので、機関情報票があれば機関についての詳細な情報を得ることができます。また、同じ機関・部署の持っている情報を参照できます。
- 保有機関・部署が【INFOTERRA】の登録機関である場合、INFOTERRA-IDが【リンク語】となっているので、INFOTERRAへの登録内容（照会先、住所、担当分野等）を引くことができます。
- 【環境情報源情報の収録項目】 で各項目の内容を解説しています。

6

1. 解説: 《環境情報源情報の収録項目》

項目の見出し	項目の内容
--------	-------

- | | |
|---------------|--|
| :A. 環境情報名称: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の名称を示す。 |
| :B. 作成機関・部署: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報を作成した機関、または保有している機関・団体名及び部署名を示す。 ・ 名称は何段階かの【リンク語】になっているので、その機関の機関情報票や同じ機関・部署の持つ情報を参照することができる。 |
| :C. 情報の概要: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を整備した背景・理由、内容、利用のされ方など概要を示す。 |
| :D. 収録項目: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報に収録されている項目等を示す。 ・ 報告書等のバックナンバーの表題や、章建てを記している場合もある。 |
| :E. 収録期間: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報が経年調査や統計的なものである場合、収録している年度期間を西暦年度の末尾二桁で示す。 ・ ー で連続している年度を示し、末尾の + は更新が進むことを示す。 |
| :F. 最短収録周期: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報が周期的に実施される調査等の場合、最短の収録周期を示す。 |
| :G. 対象地域: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報が対象としている地域を示す。 |
| :H. 更新時期: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報が更新される時期を示す。 |
| :I. 原資料・図書等: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報そのもののもととなった原資料や図書（報告書等）があれば、その名称と公開性を示す。 ・ 資料等の名称は【リンク語】となっている。 |
| :J. 関連図書・資料等: | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を入手または、理解する場合に参考となる図書・資料等があれば、その名称と公開性を示す。 |

- ・資料等の名称は【リンク語】となっている。
- :K. 電子メディア:
 - ・情報が電子化されている場合、その形態を示す。
- :L. 入手方法:
 - ・情報の入手方法を示す。
 - ・作成機関・部署に問い合わせる旨記述がある場合で、連絡先の記述がない場合には、その機関の機関情報票を参照するか、【関係省庁代表電話】を参照してください。
- :M. 関連組織事項等:
 - ・関連の情報を引き出し易いように、情報の作成や提供に関連のある組織や事項等を示す。
- :N. 情報の公開性:
 - ・情報がどの程度一般に入手可能かを示す。
- :O. キーワード:
 - ・情報の内容を代表するキーワードや重要なキーワード等を【リンク語】としてつけてある。
 - ・重要なキーワードについては、本文中に表記されている場合は本文中の表記が【リンク語】となっている。
- :K. INFOTERRA-ID:
 - ・情報を保有している機関が【INFOTERRA】登録機関である場合、その登録IDを示す。
 - ・このIDからINFOTERRAの登録内容（照会連絡先等）を知ることができる。

注意:

- ・キーワード及び INFOTERRA-ID 以外の項目は、基本的に調査対象の回答を元に作成したものであり、個々の情報票によっては、記述の内容や程度にばらつきがある。
- ・キーワードは、環境情報センターの責任において付加している。

7

:1. 解説: 《環境情報扱い機関情報》 について

- 全国的なレベルの環境情報を組織的に取り扱う機関について、名称、連絡先、扱う環境情報の概要などをまとめています。
- このうち、約半数の機関については、詳細な調査票への記入を依頼し、定期刊行物、主要な成果物、照会方法、情報提供に際しての条件等をまとめてあります。
- 【環境情報扱い機関情報の収録項目】に、各項目の内容の解説があります。

8

:1. 解説: 《環境情報扱い機関情報の収録項目》

項目の見出し	項目の内容
--------	-------

:B. 環境情報扱い機関名:

- ・機関の名称（和文）

:7. 機関名称(ワカナ):

- ・機関名称の読みがな

:O. 略号:

- ・機関の英略号/記号 ... ある場合のみ

:P. 英文名称:

- ・機関の名称（英文） ... ある場合のみ

:C. 扱う環境情報:

- ・継続的に行っている調査、扱っているデータベース、データファイル、パソコンネットワーク、最近実施した主要な調査等の名称など扱う環境情報を記述してある。
- ・特定しにくい場合は、一般的な記述となっている。
- ・資料・文献等の収集を行っており、閲覧可能である場合はその収集対象等も記述してある。

:V. 目的・事業内容:

- ・設立の目的、事業内容を簡潔に記述してある。

:Q. 所在地:

- ・機関の所在地を示す。

:R. T e l :

- ・機関の代表の電話番号（環境関連情報の照会窓口が異なる場合は、照会方法の項目に別途記述）

:S. F A X :

- ・環境関連情報の照会窓口のFAX番号
- ・常時FAXで問い合わせを受けていることを示すものではない。

:U. 提供条件:

- ・提供先の限定、方法の限定、有償か無償かなど情報提供に際しての条件を示す。

:L. 照会方法:

- ・情報の照会方法を示す。複数ある場合、扱う情報毎に示す。

:T. 照会連絡先:

- ・照会窓口が機関の代表連絡先と異なる場合の連絡先。

:Y. 定期刊行物:

- ・定期的に刊行している刊行物（会報、ニュースレター、報告書、年報等）を示す。

- ・ () 内は発行頻度を示し、発行開始年、部数等の情報がある場合もある。

:Z. 主要成果物:

- ・ 報告書や調査結果など主要な成果物を示す。

:W. 機関の種類:

- ・ 「官公庁」、「財団法人」、「社団法人」、「特殊法人」、「任意団体」、「学会」等団体の種別を示す。

:カ. 管轄官庁等:

- ・ 財団や社団法人等である場合の管轄官庁を示す。

:X. 親機関:

- ・ ある機関の付属機関やある機関の一部である場合、その親機関を示す。

:J. キーワード:

- ・ 情報の内容を代表するキーワードや重要なキーワード等を【リンク語】としてつけてある。
- ・ 重要なキーワードについては、本文中に表記されている場合は本文中の表記が【リンク語】となっている。

参照：【情報内容の索引】

:ケ. INFOTERRA-ID:

- ・ 情報を保有している機関が【INFOTERRA】登録機関である場合、その登録IDを示す。
- ・ このIDからINFOTERRAの登録内容（照会連絡先等）を知ることができる。

:チ. 調査形態:

- ・ 調査対象先への調査形態を示す。
- ・ 一覧表の場合、照会方法、提供条件、主要成果物、目的事業内容、定期刊行物の項目はない。また、扱う環境情報は簡略な記述しかない。

注意： INFOTERRA-ID 及び 調査形態 以外の項目は機関の回答をそのまま記したものである（ただし、リンク語は情報センターの責任において付加している）。

:1. 解説: 《リンク語》 について

- リンク語とは、索引語にあたるもので、関連する他の情報を容易に参照できるよう、本文中の重要な語句、機関名、図書・資料名等の固有名詞等を【】で囲んだものです。
- リンク語については、索引があり50音順、機関種別等の観点からリンク語を参照できます。
- 【環境情報ガイドディスク】では、索引や本文中のリンク語を選択してリンクを実行することで、同じリンク語を持つ他の情報（または索引）に移動することができます。
- リンク語の多くは調査対象からの回答の表記を元につけていますので、同じ内容を表している場合でも表記が異なる場合は、相互に参照することができません。
- これに対処するため、センター側で以下の作業を行っていますが、完全には解決できませんので、場合によっては索引の票を参照して、関連のリンク語を探して参照することが必要です。
 - 1) 文意を変える恐れがない場合は、可能な限り表記を統一する。
 - 2) 英数字の大文字小文字、カタカナの半角全角は等価とみなす。
 - 3) 固有名詞は略記でなくなるべく正式名称とする。
 - 4) 空白や中丸(・)はないものとみなす。
 - 5) 物質名と分子記号、名称と英略号など一般的な表記が2つ以上ある場合は、索引で1行に併記し、それぞれの表記で参照するようにする。
 - 6) 表記が一定でないが重要な概念は、キーワードの項に統一表記のリンク語として与える。
- また、同じ表記であっても調査対象者により定義が異なる場合もあり、注意が必要です。
- キーワードも含め、リンク語は環境情報センターの責任において付加しています。
- リンク語は漏れのないよう、バランスのとれたものとなるよう最善の注意を払っていますが、一部バランスに欠ける場合があるかもしれません。

1. 解説：《1993年調査版環境情報ガイドの作成方法》

1993年調査に基づいた環境情報ガイドは、以下のように作成しました。

1) 以下のような機関・団体を抽出し、

- ・環境白書に掲載されているような調査や統計などの情報を保有する関係各省庁
- ・環境に関する調査研究等を行っている関係各省庁の試験研究機関
- ・国内の主要な環境関連の民間団体
- ・環境情報を保有していると考えられる公益法人等

2) アクセス可能と考えられる環境情報について、調査票への記入を依頼し、

3) 回答のあった調査票を磁気データ化し、文体等を整え、相手方の確認を得る、

4) 索引語にあたる【リンク語】の指定による情報相互の関連づけや、キーワードの付与などの加工を行う、

5) INFOTERRAの登録情報を同時に扱えるように加工する、

(4)、5)の加工はセンターに責任があります)

調査に当たっては、多くのかたがたにお世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

このようにして収集された環境情報は、未だ300件半ばと少ないものであり、分野によって片寄りが見られるものもあります。

また、調査の対象としていない地方公共団体、草の根NGO、企業、大学などの教育機関などが保有する有益な環境情報や、調査や統計に基づく以外の環境情報は、ここには収録されていません。

また、調査の対象であっても、一般にアクセス可能ではないなどの理由から、回答の得られなかった場合もあります。

このように本ガイドには多くの限界がありますが、このようなガイド情報の有用性を認めていただき、さらに幅広いかたがたの協力を得て、今後、質・量とも充実を図りたいと考えております。

参照：【環境情報ガイドへの要望・訂正等について】

参照：【平成6年度以降の取り組みについて】

：1. 解説：《環境情報ガイドへの要望・訂正等について》

本ガイドは可能な限り情報の充実・更新、誤りの訂正等続け、最新のものを提供したいと考えていますので、

- このような環境情報について知りたい
- 自分の保有する環境情報について世間に知らせたい
- あの機関・団体が保有する環境情報を収録してほしい
- 環境情報源情報、環境情報扱い機関の記述を充実したい
- 新しい情報を追加したい

などの御要望がありましたら、FAXまたは郵送で下記までご連絡下さい。

また、掲載された情報に誤りが発見された場合は、お手数ですが下記までご連絡下さい。

(連絡先)

《国立環境研究所 環境情報センター 情報整備室 環境情報ガイド担当》
郵便番号305 茨城県つくば市小野川16-2
TEL. 0298-51-6111(内線367). FAX. 0298-51-4732

■■ 連絡には、次頁の連絡用紙をお使い下さい ■■

:1: 環境情報ガイドブック第1版への要望・訂正等の連絡用紙
.....■■ 送付先 ■■.....

国立環境研究所 環境情報センター
情報整備室 環境情報ガイド担当 行
TEL. 0298-51-6111(内線367)
郵便番号305 茨城県つくば市小野川16-2

FAX: 0298-51-4732

.....■■ 発信者 ■■.....

■■氏 名:
(■■ご所属:)
■■連絡先住所:
■■電話 番号: (■■FAX:)

.....■■ ご連絡内容 ■■..... ご要望 訂正等のご依頼 その他の連絡事項.....

(■■該当票番号:)

1. 解説: 《環境情報ガイドディスク》について

■ 環境情報ガイドディスクには、環境情報ガイドのデータ、それを見るためのプログラム（ブラウザ）及び関連のドキュメント（以下データ等という）が1枚のフロッピーディスクに収められています。

■ 収められたデータ等の著作権は当国立環境研究所環境情報センターが保有します。しかし、このガイドディスクの目的は、環境情報の所在を多くのかたがたに知ってもらうことにあります。

そこで、当センターはディスクに含まれるデータ等を複製して他人に譲渡することを認め、むしろ、多くの人に渡るよう複製・譲渡を奨励します。

■ ただし、複製・譲渡を行う場合、以下の点を守ることが条件です。

- ・ 全てのファイルを変更せずにそのまま複製すること
- ・ 営利を目的とした複製を行わないこと

また、データを加工して、営利を目的としたデータベースに転載することは禁じます。

ただし、商用・非商用を問わず、パソコン通信ネットのデータライブラリ等に全てのファイルをそのまま転載することは妨げません。この場合、ダウンロード等に先立ち、著作権が国立環境研究所環境情報センターにあることを明示してください。

■ 現在、収録データ等は圧縮してありますが、これでもディスク1枚が限界です。今後の情報の充実を考えると、ディスクによらない配布も有り得ます。パソコン通信等に転載した方は、その後のアップデート方法をお知らせしたいので、【国立環境研究所環境情報センター情報整備室環境情報ガイド担当】までご連絡下さい。

1. 解説: 《平成6年度以降の取り組みについて》

環境庁では、【【地球サミット】リオ宣言10】の精神に添い、【環境基本法第27条】（情報の提供）に対応するため、平成6年度より環境情報提供システム整備調査を開始するための予算要求をしています。

この目的は、民間の環境保全活動を支援し、環境行政を強化するための【環境情報】を組織的に収集・整備し、そのまま、又は分かりやすく加工して、パソコン通信やFAX通信等を活用し、一般のかたがたや、地方の環境保全活動の拠点に提供しようとするものです。また、同時に、環境保全活動を行う人々の情報の交流を支援することも目的としています。

平成6年度は、全体の枠組みを検討すると同時に、幅広い情報源情報の提供や交流を目指して、【NGO】や民間の【企業】に対して調査を行い、保有している環境情報の情報源情報を整備する予定です。

本環境情報ガイドは、本格的な情報提供・交流に先立ち、先駆的な役割を果たすものです。

:1. 解説: 《環境基本法第27条》及び関連部分

【環境基本法】の情報提供関連部分(第25条、第26条、第27条)を以下に抜粋します。

.....環境基本法抜粋

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

:1. 解説: 《地球サミット リオ宣言10》 について

【地球サミット】(1992年6月)で採択されたりオ宣言では、27の原則のうち、1項を以下に示すとおり環境情報の提供にあてています。

.....リオ宣言(環境庁仮訳)抜粋

原則10

環境問題は、あらゆる関係者が、それぞれのレベルで参加することによって、最適な対処を行うことができる。国内レベルにおいては、各個人が、有害物質や社会における活動に関する情報を含む、行政機関の有する環境に関する情報への適切なアクセスを有するべきであり、政策決定過程への参加の機会を与えられなければならない。各国は、情報を広く利用可能な状態とすることにより、公衆の自覚と参加を促進し、奨励しなければならない。賠償及び救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。

参照: 【アジェンダ21行動計画】

1. 解説: 《アジェンダ21行動計画》 について

【地球サミット】(1992年6月)で採択されたアジェンダ21は、21世紀に向けての具体的な行動計画を示すものです。

I. 社会的、経済的要素、II. 開発のための資源の保全と管理、III. 主要な社会構成員の役割の強化、IV. 実施手段、の4部、全40章約500ページにわたる文書になっています。

アジェンダ21に対応する日本の行動計画が1993年12月24日の【地球環境保全に関する関係閣僚会議】で決定された「アジェンダ21行動計画」です。

その第40章は情報に関する行動計画を示します。

.....アジェンダ21行動計画

第40章 意思決定のための情報

A. データ格差の解消

持続可能な開発を実現させるためには、その意思決定の拠り所となる正確かつ適切な情報を計画的かつ継続的に収集・整備する必要があります。

以上を踏まえ、以下の取組を重点的に実施していく。

- (1) 大気、公共用水域の水質、地下水、土壌等の環境の汚染状況や、生物相を含む自然環境の状況に係る監視・観測・調査について体制、内容及び手法を充実強化しつつ継続的に実施するとともに、地球規模の環境変化に係る情報については、広域の均質なデータを周期的かつ長期的に観測することの可能な人工衛星の利用も含め、国際的な連携・協力の下に長期的視野に立った監視・観測を実施し、あわせて、地球全体の地理情報整備を進める上で必要となる国際協力のあり方の検討及び技術開発を行う。
- (2) 高性能センサーの開発等、質の高い情報を得るための基盤となる調査研究や国際共同研究を積極的に推進する。
- (3) 持続可能な開発のための指標として、環境・経済統合勘定を付加した新たな国民経済計算体系を含め、環境要素が適切に評価された指標体系の開発を進める。
- (4) 個々の情報の所在に係る環境情報源情報を整備し、情報の全体像を明らかにすることにより、持続可能な開発の検討に必要でありながら整備の遅れている情報の整備を促進する。
- (5) 国際的な情報整備ネットワークに積極的に参加、協力する。

B. 情報の利用可能性の向上

意思決定のために必要な情報が広く入手できるよう、環境の状況、環境への負荷、環境保全のために講じる施策や諸活動に関する情報を、個人及び法人の権利利益の保護に十分配慮しつつ適切に提供するとともに、これらの情報を総合化し、環境の実態把握と環境改善のための意思決定に結びつける機能を一層充実することが必要である。

このため、政府においては、1)「環境白書」の毎年度の国会への報告・公表、2)環境情報源情報の整備、3)OECD等とも連携した、環境指標構築手法の開発などが行われている。また、地方公共団体においても、環境情報の整備、市民への情報提供が進められており、民間においても環境保全活動に関するデータベースの作成などの活動が行われている。

国際的な活動としては、「UNEP/GRID(地球資源情報データベース)つくば」において地球資源に関する情報の整備・提供を開始し、国際的・学際的な地球環境研究に寄与するため、地球環境に係るデータベースや情報ネットワークに関する取組を行い、開発途上国に対して環境情報整備に関連した技術協力を実施してきたところである。また、人工衛星からの地球環境データに関するカタログ情報及び地球科学技術の成果に関するディレクトリ情報の流通を目的として

「CEOS-IDN(地球観測衛星委員会・国際ディレクトリネットワーク)」を運用してきたところである。

以上を踏まえ、以下に示す取組を重点的に実施していく。

- (1) 環境の状況をはじめとする環境情報のより一層の公開を進め、環境の情報へのアクセスを容易にするための努力を引き続き行う。
- (2) さらに、
 - (イ) 「UNEP/GRIDつくば」を通じ、特にアジアにおける環境情報機能を強化するためのネットワークとしての機能を果たすとともに、世界の社会経済データ等のデータベースを重点的に構築し、他の地球環境研究プログラムと整合性を持たせたネットワークの構築を進める。
 - (ロ) 環境情報データベース及び関連情報データベースの一層の拡充・強化、その低コストでの提供を進める。
 - (ハ) 民間団体（外国の団体も含む）の環境保全活動に必要な、情報の収集、整理、提供を適切に行う。
 - (ニ) 地球観測衛星からの観測データに関するデータ・ネットワークについて、アジア太平洋地域への整備を進める等、その整備・拡充を図る。
 - (ホ) 地球全体の地理情報整備のための国際協力のあり方について検討し、技術開発を行う。
 - (ヘ) 環境資源勘定等の持続可能な開発の指標に関しては、その開発・整備を支援するデータの整備を進める。
- (3) 国内外の環境に関する情報を収集し、環境情報の総合化、意思決定への利用をさらに促進するために、国及び地域において環境情報を収集、整備、解析を行う中核的な機能を担う組織の一層の拡充強化を図るとともに、このような取組を行う民間活動を支援する。
- (4) これらの組織間において、環境情報の相互利用の充実と、これを支援するネットワーク基盤の整備を図る。とりわけ、環境情報の整備に関する知見を蓄積しており、地域の住民のニーズに最も近い地方公共団体の果たす役割の強化を図っていく。

：7. キーワード：【地球環境】，【データベース】，【環境白書】，【GRID-つくば】

：0. 省庁連絡先：《関係省庁代表電話》

《国立国会図書館》	03-3581-2331	《大蔵省》	03-3581-4111
《総理府》	03-3581-2361	《大蔵省印刷局》	03-3582-4411
《警察庁》	03-3581-0141	《文部省》	03-3581-4211
《総務庁》	03-3581-6361	《厚生省》	03-3503-1711
《北海道開発庁》	03-3581-9111	《農林水産省》	03-3502-8111
《防衛庁》	03-3508-5211	《通商産業省》	03-3501-1511
《経済企画庁》	03-3581-0261	《運輸省》	03-3580-3111
《科学技術庁》	03-3581-5271	《海上保安庁》	03-3591-6361
《沖縄開発庁》	03-3581-2361	《気象庁》	03-3512-8341
《環境庁》	03-3581-3351	《郵政省》	03-3504-4411
《国土庁》	03-3593-3311	《労働省》	03-3593-1211
《法務省》	03-3580-4111	《建設省》	03-3580-4311
《外務省》	03-3580-3311	《自治省》	03-3581-5311

:1. 解説: 《UNEP/INFOTERRAについて》

■ INFOTERRA の概要

〈INFOTERRAとは〉

【INFOTERRA】(インフォテラ)は、International Environmental Information System (国際環境情報源照会システム)の略称です。

環境に関する情報の交換を促進する目的で、国連の一部門である【国連環境計画】(United National Environmental Program: 略称【UNEP】)によって設立され、1977年より運用されています。

〈どのような情報が得られるか?〉

環境問題について調べたい時に、

- ・どの機関で
- ・どんな情報が
- ・どのような方法で

入手できるかを知ることができます。

このデータベースを利用して、環境についての情報を直接知ることはできません。

必要な情報を入手するための問い合わせ先(情報源)を知るためのデータベースです。

〈情報源は?〉

INFOTERRAは、各国の環境に関する情報を保有する機関を情報源(Source)とする全世界的規模の環境関連機関情報ネットワークシステムです。

1993年12月末現在、155カ国、129の国際機関を含む約6,500機関(国内は508機関)が情報源として登録されています。

〈運営組織〉

INFOTERRAは、本部(INFOTERRA/PAC)をナイロビに置き、各国に代表機関(ナショナル・フォーカルポイント:National Focal Point)を設置しています。

〈本部の機能〉

本部の主な機能は、

- 1) ナショナル・フォーカルポイントを通じて、その国の環境に関する情報を保有している機関を情報源として登録する。
- 2) それらをまとめた国際情報源台帳(International Directory of Sources)を作成して、印刷物と磁気媒体の形で各ナショナル・フォーカルポイントに配布する。
- 3) ナショナル・フォーカルポイントで対応することが困難な場合は、利用者の要請に対して情報を直接提供する窓口になる。

〈ナショナル・フォーカルポイントの機能〉

ナショナル・フォーカルポイントの主な機能は、

- 1) 国内の情報源機関を登録、更新する。
- 2) 国内情報源の登録データ及び本部から提供された国際情報源台帳のデータをもとに、国内の利用者に対して、データベース、印刷物などの提供をする。
- 3) 国内外からの手紙等による依頼に応じて、データベースを検索し、適切な情報源のリストを利用者に提供する。

〈わが国のナショナル・フォーカルポイント〉

わが国では、国立環境研究所環境情報センターが、1975年以来、ナショナル・フォーカルポイントとして登録されています。

当センターでは、国内の情報源の登録、更新を行うほか、本部から提供された国際情報源台帳に基づく独自の情報源データベースの作成を行っています。

情報源の検索照会については、主として国外からの手紙等による依頼に対して、回答を行っています。

また、広報資料として、「【INFOTERRA国内情報源台帳】」を作成し、国内外の関係機関に配布しています。

〈国内におけるINFOTERRAの提供〉

当センターでは、INFOTERRAの国内普及を図るため、日本科学技術情報センター（【JICST】）に情報源データベースを提供しており、一般利用者は、【JOIS】のINFOTERRAファイルを検索して、必要な情報を入手することができます。

また、地方公共団体を始めとする関係機関に対しては、国立環境研究所ネットワークを通じたデータの提供（パソコン通信も含む）が可能となるよう、システムの開発を行っています。

〈国内登録情報源数〉

1993年12月末現在の国内登録情報源数は、下表のとおりです。

■ 表 INFOTERRA 国内情報源数

国の行政機関・試験研究機関	110
地方の行政機関・試験研究機関	61
国公立大学・私立大学及び附属施設	281
特殊法人	9
民間団体	47
合 計	508

:1. 解説: 《INFOTERRAの各項目の内容》

■ INFOTERRA登録機関の情報票の各項目には以下の情報が収められています。

- 情報票の項目は、INFOTERRA登録票（英語表記）に基づいています。当センターでは、各機関に登録を依頼するにあたって、国内での利用がしやすいように、原文に対応する和文項目を追加しています。

■ INFOTERRAのキーワードは、「インフォテラ環境用語シソーラス」による統制語です。

- キーワードの詳細は、【INFOTERRAのキーワード（分野別）】
【INFOTERRAのキーワード（アルファベット順）】
を参照してください。

- 現在のところ、キーワードは英語となっていますが、今後、日本語による検索ができるよう改良する予定です。

■ 各項目名及びその内容（:以下は、INFOTERRA登録票の対応項目）

B. INFOTERRA登録機関名:

INFOTERRA登録機関の和文名称

7. 機関名(フリガナ):

登録機関名(和名)の読み

P. 英文名:Name of the Source (Organization or Department)

登録機関の英文名称

I. 英略名:Indexing title of the source

登録機関の英文略名

T. 照会連絡先(和文):

登録機関の和文連絡先(住所、連絡担当者)

U. 照会連絡先(英文):Name/title of contact person, Address for queries

登録機関の英文連絡先(連絡担当者、住所)

R. Tel:Telephone

照会連絡先の電話番号

S. FAX:Fax

照会連絡先のFAX番号

I. TELEX:Telex

照会連絡先のTELEX番号

J. CABLE:Cable

照会連絡先の電信略号

C. 検索用語:INFOTERRA attributes (Thesaurus)

情報源の保有する環境情報に関連の深いキーワード(20語以内)

【INFOTERRAのキーワード(分野別)】

【INFOTERRAのキーワード(アルファベット順)】

を参照して下さい。

V. 追加説明:Additional free-text description

情報源の特徴や提供可能な情報の内容等について、検索用語を補足する説明文(英文300文字以内の自由記述)

22+

W. 機関の種類: Nature of the source

主に活動範囲・設立主体 (キーワードによる選択)

【INFOTERRA 機関の種類、提供条件のキーワード】を参照して下さい。

キ. 使用言語: Working languages

情報源との通信等に使用できる言語 (キーワードによる選択)

【INFOTERRA の キーワード (分野別)】

【INFOTERRA の キーワード (アルファベット順)】

を参照して下さい。

G. 対象地域: Geographic attributes

提供される情報の主な対象地域 (国名・地域名など) (キーワードによる選択)

【INFOTERRA の キーワード (分野別)】

【INFOTERRA の キーワード (アルファベット順)】

を参照して下さい。

U. 提供条件: Terms of access

主に情報の入手方法 (有料か無料かなど) (キーワードによる選択)

【INFOTERRA 機関の種類、提供条件のキーワード】を参照して下さい。

ケ. INFOTERRA-ID: Source number

INFOTERRAの登録番号

ク. 更新日付

本情報票の更新年月日

23

:1. おことわり: INFOTERRA の キーワード について

《INFOTERRA の キーワード (分野別)》

《INFOTERRA の キーワード (アルファベット順)》

は電子メディア版にしかありません。

電子メディア版をご利用頂くか、「インフォテラ環境用語シソーラス」をご覧ください。

24

:1. 解説: 《INFOTERRA 機関の種類、提供条件のキーワード》

■ 〈機関の種類〉から検索する場合は、以下のキーワードから検索できます...

国連の機関	【United Nations】
国連以外の政府間機関	【Intergovernmental】
政府、地方公共団体の機関 (国公立大学も含みます)	【Governmental】
非営利団体	【Non-profit association】
企業体	【Industrial or commercial】

■ 〈提供条件〉から検索する場合は、以下のキーワードから検索できます...

一般に代金不要	【Normally without charge】
交換ベース	【On exchange basis】
費用は交渉による	【Charges negotiable】
実費 Cost recovery	【basis】
定価表に基づいて	【Fixed schedule of charges】